

議案第6号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

1 和解及び損害賠償の相手方

東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル

NECネクサソリューションズ株式会社

代表取締役 執行役員社長 木 下 孝 彦

2 事件の概要

平成24年1月の住民情報システム更新の際、相手方が行った設定に誤りがあり、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税について適正な賦課ができなかったことに伴い、北名古屋市に損害が生じたものである。

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、北名古屋市に対して、下記の額の損害賠償金の支払義務があることを認める。
- (2) 北名古屋市及び相手方は、本件に関し、損害賠償の額のほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

7,813,458円